

卸売市場部会第1回ヒアリング（6月22日）における発言要旨

（社）全国中央市場青果卸売協会

手数料の自由化は、現状のまま行われると卸売会社の経営対応能力を超え、その倒産が続出する。そればかりでなく、生鮮食料品流通に多大の混乱をもたらす、産地、小売店、消費者等に大きな損失を与えることになる。

現行の卸売手数料は中央卸売市場の存立基盤となっている様々な仕組みと密接に関係している卸売市場の根幹ともいえるべき制度・仕組みであり、委託手数料を見直すのであれば、手数料と密接に関連する様々な制度・仕組みについても見直し、手数料見直しの環境条件の整備をまず行うべきである。

卸売手数料については、中央卸売市場の卸売業者が受けている様々な規制、受託拒否・差別的取扱いの禁止、また仲卸業者との垣根の問題、兼業・支配会社の届出規制、さらには中央・地方卸売市場の枠組み等について見直すなど環境条件を先行して（少なくとも同時に）整備すべきである。

4月18日に卸売市場部会に提出された資料は、近年にない好決算の平成10年度のものであり、11年度はかなり厳しい状況にあり、手数料がわずかに下がっても赤字になってしまうギリギリの線にいますことをご理解願いたい。

（社）全国中央市場水産卸協会

卸売手数料の自由化は中央卸売市場の本来の機能を阻害するものであり、委託販売の原則の崩壊につながる危険が大きく、市場の様々な機能が損なわれることにより、出荷者、購入業者、消費者に重大な影響を及ぼすとともに、卸売市場そのものの存在意義を問われることとなる。

卸売業者の経営は大変厳しい状況に置かれており、手数料の自由化を行うことは手数料収入が収入の根幹である卸売業者の経営基盤を、経営努力の範囲を超えて大きくゆるがすものである。その結果、奨励金の存続も危うくし、更には代金支払いの滞り、受託拒否などによる卸売市場への信頼の低下などにより卸売業者の経営悪化を招くという悪循環に陥り、卸売市場流通の長期的衰退につながるおそれがある。

以上のことから、卸売手数料の自由化に強く反対するものである。

なお、中央卸売市場の現状と問題点については今後も関係者との協力の下に鋭意検討を行い、その改革と改善に取り組む所存である。

（社）日本食肉市場卸売協会

食肉の手数料は3.5%と他の品目と比較するとかなり低率となっており、自由化して現行手数料を高くしてほしいという意見もあるが、食肉の卸売業者については、経営規模に格差がある上、処理、衛生面で多大のコストがかかるなど大変厳しい経営状況の中で、手数料を引き下げることになると経営悪化が懸念されることから、手数料自由化はその影響があまりにも大きく、時期尚早といわざるを得ず、現時点での手数料の自由化は反対である。

出荷奨励金及び完納奨励金については、削減又は廃止をしたいとは思っているが、簡単には切れない。

また、施設の使用料が問題となっており、商売を増やしたくても施設のキャパシティがない中で、使用料の引き上げは経営上問題となっている。

(社)日本花き卸売市場協会

卸売手数料問題は卸売市場の基本的機能である委託販売の原則を覆しかねず、卸売市場に係る規制をそのままにして手数料のみを自由化することは制度の崩壊につながるものであり理解できない。

花きについては委託販売の割合が高く現行の卸売手数料においても非常に苦しい経営状況に置かれており、また花きは嗜好品的な性格により需要には限界があるとともに零細な企業が多く、手数料が引き下げになることは死活問題であることから、現状における手数料の自由化は反対である。

手数料の自由化の論議については、卸売市場としての機能を十分果たすためにも時間をかけながら統合等の体制整備を行った後に、奨励金の問題とともに検討すべきものである。

(社)全国青果卸売市場協会

性急な手数料の自由化は、経営基盤が脆弱な多くの卸売業者が倒産し、生鮮食料品の生産、流通が混乱し、国民消費生活に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。

また、手数料の引き下げは、弱小市場の淘汰と大型市場の寡占化をもたらす、流通の非効率化と地場農業の荒廃をもたらすものである。

全国山間僻地、津々浦々まで安定供給している最良の現行制度は、国民生活の安定に必要な社会的規制であり、経済的規制同様自由化するのは不適當である。

以上のことから、現状では手数料の自由化は反対であり、手数料の自由化に当たっては市場制度全般について慎重に吟味する必要がある。

全国水産物商業協同組合連合会

手数料が自由化となれば、小さい市場の集荷が厳しくなり、結果として十分な仕入れが困難になる恐れがある。また、卸売市場法改正の定着がないままに手数料が自由化されることは問題である。また、開設区域や受託拒否の問題など卸売市場制度の根幹に係わる大きな問題についてもあわせて議論すべきであり、自由化は時期尚早である。

「市場の決済機能」が市場の最大のセールスポイントであるが、完納奨励金が廃止になれば決済の確保に大きな影響を受けることとなることから、完納奨励金の廃止については反対である。

全国農業協同組合連合会

手数料自由化は卸売業者の経営に与える影響が大きいと予想され、出荷先の確保、価格形成、品代金回収を考えると、慎重に検討する必要がある。また、手数料の自由化が行われる場合には、一部の産地が手数料の引き上げにあって出荷困難に陥ることがないように、国や開設者が上限指針といったものを設定する必要がある。

出荷奨励金については、卸売業者のニーズに応える産地の育成等に活用されており、堅持してほしい。

代金決済システムについては、出荷者が安定して出荷することに一定の役割を果たしており、このシステムを維持するよう要望する。

規制緩和を実施するならば、そのための受け入れ環境を整えるため、十分な準備期間が必要である。

日本園芸農業協同組合連合会

卸売手数料の自由化については、自由化による卸売業者への経営に与える影響などの混乱は避けなければならないと考えており、関係業界を交えて自由化後の取引のあり方を検討し、それを明確にした上で慎重に結論を出す必要がある。

出荷奨励金については、産地において一定の役割を果たしていることからその仕組みを堅持していただきたい。

完納奨励金については、卸売市場の代金決済システムを維持する上で必要なものであることから、存続すべきである。

全国漁業協同組合連合会

手数料を自由化することについては、自由化は出荷者のメリットになるという意見もあったが、手数料率のアップや、市場の透明性、安定的な取引を損なうといった意見もあり、手数料の自由化には反対の意見が多くなっている。仮に自由化する場合は、出荷者の負担増とならないよう料率の上限や、幅の設定などが最低限必要である。

手数料の問題だけでなく、取引の透明性確保、産地が必要とする情報の提供など生産者の意見を聞きながら改善・改革を進める必要がある。

産地市場の開設者・卸売業者としての立場からは、今後、手数料の引き下げが産地市場に及んだ場合に、産地市場の経営に直接影響を及ぼすことを懸念している。

漁協が市場の運営だけでなく、漁業生産にかかる資源管理等の役割を担っているという実状を十分踏まえて慎重に対処する必要がある。

(社)日本花き生産協会

卸売手数料の自由化については、基本的には国際化が進む中で避けて通れないものと考えている。手数料については、花き市場の存立形態が異なるのでヨーロッパ並(アールスメアにおける設定方法)は無理だとしても手数料を下げしてほしい。

出荷者としては決済の確保が重要であり、出荷者に代金を支払えるようなシステムを考えてほしい。

長野県経済事業農業協同組合連合会

手数料は開設者により上限を定め、手数料は取引の形態により卸の果たす機能も様々であるのだから、固定手数料率でなく卸の自由とすべきである。

出荷奨励金については産地育成の財源として機能しており、維持されることが望ましいが、廃止の場合は卸の自由裁量として取引の内容(質・規模)に応じ、卸と産地が協議して決めるべきである。

現行の代金決済システムは卸売市場のもっとも重要な機能であり、今後も堅持すべきである。

市場の取引ルールは手数料自由化同様にできるだけ自由とし、行政は卸売業者の経営指導・監督を強化すべきである。